

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二三第二項に基づき、下記の通り公表いたします。

平成27年度分

○対象事業場： 琉球セメント(株)屋部工場 沖縄県名護市字安和1008番地

1. 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量：

単位 (t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	25	160	175	81	152	120	98	102	168	95	107	151	1,434
廃プラスチック類	11	110	140	43	78	45	43	27	93	38	65	110	803
紙くず	2	32	26	22	22	21	26	15	26	17	18	35	262
木くず	175	703	868	428	682	944	686	829	779	528	582	647	7,851
ガラス陶磁器くず※	23	155	250	89	66	189	127	125	116	159	97	194	1,590

※「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の略称

2. 燃焼ガスおよび排ガスの測定状況：

(1)測定位置：燃焼ガス温度を除く測定位置はセメント焼成炉出口煙道

(2)測定結果：

採取日	判明日	測定値											
		燃焼ガス温度 (°C) ※				一酸化炭素 ※ (ppm)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	硫黄酸化物 (m ³ _N /h)	ばいじん (g/m ³ _N)	塩化水素 (mg/m ³ _N)	窒素酸化物 (ppm)		
		燃焼室		集塵機									
最低	最高	最低	最高										
H27.5.14	H27.7.2	1,433	1,590	119	119	844	0.0000055						
H27.5.15	H27.7.2	1,532	1,558	117	117			<0.1	0.004	0.3		250	
H27.8.27	H27.9.30	1,485	1,520	117	117			<0.1	<0.001			270	
H27.10.28	H27.12.16	1,419	1,492	112	112	539	0.0000013	<0.1	0.003	0.2		330	
H27.11.26	H27.12.28	1,438	1,446	112	114			<0.1	0.003			360	
H27.12.15	H28.2.3	1,471	1,551	113	114	695	0.00000081	<0.1	0.002			340	
H28.3.10	H28.4.11	1,311	1,439	112	112	629	0.00000110	<0.1	0.002			380	

※燃焼ガス温度および一酸化炭素の測定値判明日は採取日によるもの

【基準値】

- ①ダイオキシン類： 0.1 ng-TEQ/m³_N 以下
- ②硫黄酸化物： 360 m³_N/h 以下
- ③ばいじん： 0.1 g/m³_N 以下
- ④塩化水素： 700 mg/m³_N 以下
- ⑤窒素酸化物： 480 ppm 以下

3. ばいじんの除去を行った日：集塵機で収集されたばいじんはすぐに原料粉砕機へ送られセメント原料となる

○その他の維持管理情報につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

琉球セメント株式会社 屋部工場 総務部
TEL：0980-53-8311